

【 令和 7 年 度 】
豊見城市 市民団体活動支援事業
募 集 要 項



みなさんの**アイディア**を活かして
夢と希望あふれるまちにしませんか？

こんなことをしてみたい！

こんなイベントがあったら嬉しい！

みなさんの日頃のアイデアを仲間と一緒に実現して、とみぐすくをよりよい楽しいまちにしていきませんか。

みなさんの多くのご応募、お待ちしております！！

豊見城市 市民部 協働のまち推進課

TEL: 098-850-0159

FAX: 098-850-5820

E-mail: kyoudou@city.tomigusuku.lg.jp



目 次



- 1. 市民団体活動支援事業とはP1
- 2. 補助金の額P2
- 3. 応募の方法P2
- 4. 審査の方法P3
- 5. 補助対象経費P4
- 6. 補助対象実施期間P4
- 7. 申請から事業完了後までの流れP5
- 8. 令和6年度事業 実施写真P6





1. 市民団体活動支援事業とは

1-1. 事業の理念・目的

豊見城市は「地の利を活かして持続的に発展するまち とみぐすく」を目指しています。市民活動団体、非営利組織、ボランティア団体、企業等の多様な主体が公共、公益のために実現したいと考えている活動のきっかけづくりや継続的に活動ができるような基盤づくりを支援することで、互いの能力や特性を活かして、多様化・複雑化した地域課題の解決に取り組む協働のまちづくりを目指すことを理念、目的としています。

1-2. 補助の対象となる団体・事業

(1) 対象の団体

- ①活動の拠点が市内である団体
- ②構成員が3人以上で、かつ、その過半数が市内に在住、在勤又は在学している団体
- ③政治活動、宗教活動又は営利活動を行っていない団体

※ただし、以下に該当する団体は、補助対象外となります。

- ①当補助金の交付を2回受けた団体
- ②他の補助金等を受けている団体
- ③市長と事務委託契約を締結している自治会（自治会内で活動する団体も含む）ではないこと

(2) 対象の事業

市内で実施する事業で、継続的に実施する又は実施している事業

- ①地域の特産品や特性を活用した事業
- ②防犯に関する活動 ③食育・健康の推進
- ④子育て・福祉活動 ⑤伝統文化行事の継承
- ⑥地域の人材育成 ⑦環境美化活動
- ⑧市長が必要と認める事業

※ただし、以下に該当する事業は、補助対象外となります。

- ①特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ②交流会やその他の親睦的な事業
- ③公の秩序又は善良の風俗を害する恐れのある事業



2. 補助金の額

補助金の額は予算の範囲内において、補助対象経費総額の10分の9以内(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、**30万円が上限**となります。

※補助対象経費については4ページをご確認ください。

3. 応募の方法

(1) 応募期間

令和7年6月12日(木)～7月18日(金)午後5時まで

(2) 応募書類

- ① 市民団体活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 事業収支予算書(様式第3号)
- ④ 団体概要書(様式第4号)
- ⑤ 会員名簿(様式第5号)
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

(3) 申請書入手先

市ホームページよりダウンロードいただくか、または下記窓口にて入手してください。

・豊見城市 市民部 協働のまち推進課(市役所3階)

(4) 応募手続き

募集要項をご参照の上、
市役所3階、協働のまち推進課まで持参、
または郵送して下さい。(〆切必着)
〒901-0292 豊見城市宜保一丁目1番地1
豊見城市役所 協働のまち推進課





4. 審査の方法

書類審査(※)をはじめ、審査会での提案事業の説明(プレゼンテーション)と質疑応答(ヒアリング)をもとに、審査委員会において審査します。審査の結果において、採択団体を決定します。

※応募者多数の場合、事務局で書類選考を行います。

(1) 審査会

下記の内容で審査会を実施します。詳細日時については申請〆切後に申請団体にご連絡します。

・令和7年8月上旬に豊見城市役所会議室にて実施予定です。

(2) 審査委員

・豊見城市 関係部署の管理職を予定しています。

(3) 審査項目

- ①必要性(豊見城市のために必要な事業か)
- ②公共性・公益性(多くの人に有益な事業か)
- ③自主性・独創性(自主的、独創性がある事業か)
- ④有効性・効果性(多くの効果をもたらす事業か)
- ⑤持続性・発展性(継続、発展する事業か)
- ⑥事業の適正(スケジュールや計画に問題はないか、収支は適正か等)

★これまでに採択された事業と団体★

・与根漁港の護岸を使った護岸アートプロジェクト(与根っていいヨネ！)

・珊瑚の植え付け、海岸の清掃活動
(コーラルシー豊見城市の海とサンゴを守る会)

・豊見城市内の特性のある子が使える事業所ガイドブック作成
(発達に特性のある子の親の会ママサポ結)

・緑化活動、子ども・女性等安全安心見守り事業(緑好じいじい一の会)
などなど





5. 補助対象経費

補助対象事業に直接要する経費のうち、下の表に定める経費を補助対象経費とします。ただし、市民活動団体の事務所を維持するための経費、市民活動団体の経常的な活動に要する経費、食糧費、市民活動団体の構成員に対する人件費、謝礼等は対象外となります。また、旅費は、最も経済的な通常の経路、方法により旅行した場合の旅費を対象とします。

費目	内容
報償費	講演会の講師の謝礼、調査又は研究を専門家へ委託した場合の謝礼等 (講師等謝礼金支払基準表の範囲内→P7参照)
旅費	講師・専門家等にかかる交通費等 ※航空費や宿泊費が必要な場合には事前にご相談ください。 ※航空機のマイレージポイント等の付与や、旅費をクレジットカードで支払うことによるポイントの付与は認められません。
需用費	文具費、材料費(事業において消化する食材等の経費を含む。)、印刷製本費等 ※レジ袋は対象外
役務費	郵便料、保険料、通訳料等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両又は機器等の賃借料、通行料等
備品購入費	補助対象事業に必要不可欠なもの(ただし、補助金の額の3分の1以下とする。)
その他	上記以外の経費で、事業の特性から市長が適切と認めるもの

※クレジットカード支払いや領収書が提出できない経費については補助の対象外となります。

6. 補助対象事業の実施期間等

○事業の実施期間

補助金交付決定の日(令和7年8月下旬)から令和8年2月中旬まで

○実績報告書の提出期限

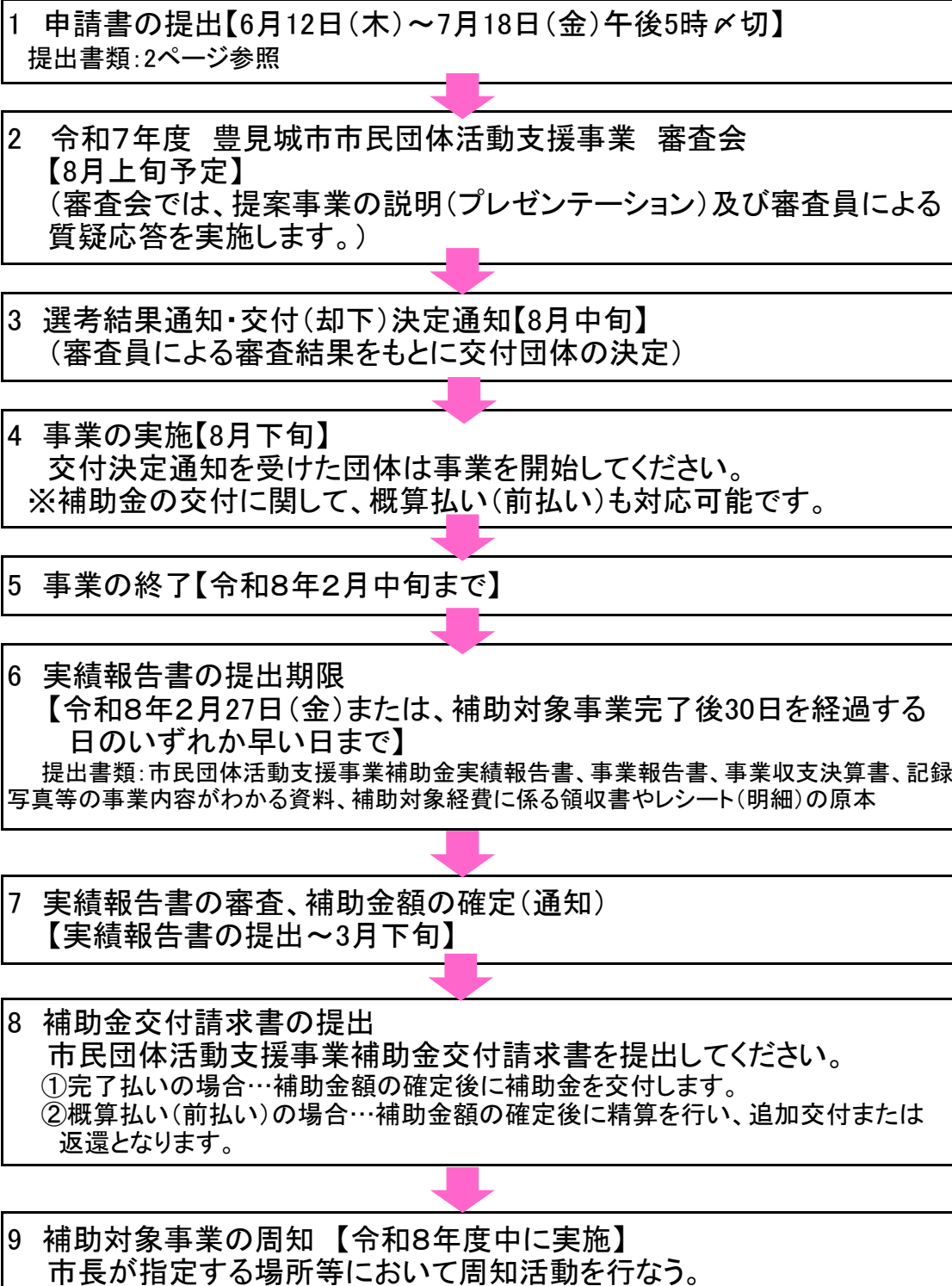
令和8年2月27日(金)または、補助対象事業完了後30日を経過する日のいずれか早い日



7. 申請から事業完了後までの流れ

申請書類を提出した後、審査会を実施し、審査員の審査結果をもとに補助対象事業を決定します。結果は、各申請団体に通知します。交付決定団体は、事業完了後には、実績報告書の提出及び補助金交付年度の翌年度に周知活動が必要となります。

申請から交付までの流れ





8. 令和6年度事業 実施写真

Ji-Fu-Culture Festival (ペットボトルアート)



アンサンブルリコーダーこども会



豊見城から地球の海をキレイにするプロジェクト



(参考) 豊見城市予算概算見積要領
講師等謝礼金支払基準表

(単位:円)

区 分			職 種	単価(1時間あたり)
外 部 講 師	県 外	学 校 官 公 署	大学教授	8,000
			大学准(助)教授	7,000
			その他の大学職員	5,000
			自治体の特別職	10,000
			国・自治体の管理職	6,000
			国・自治体の職員	4,000
			小・中学校の管理職	6,000
			小・中学校の教員	4,000
		そ の 他	医師・弁護士	8,000
			著名人	8,000
			その他	4,000
	県 内	学 校 官 公 署	大学教授	6,000
			大学准(助)教授	5,000
			その他の大学職員	4,000
			国・自治体の管理職	5,000
			国・自治体の職員	4,000
			小・中学校の管理職	4,000
			小・中学校の教員	3,000
		そ の 他	医師・弁護士	6,000
			著名人	6,000
			企業・団体の役員	4,000
			その他	3,000
内部講師			勤務時間外	1,500
			勤務時間内	0

1. 1日2時間までを基本とし、2時間を越えるときはそれぞれ1時間につき基準表の半額を加算した額とする。ただし、超過時間は2時間以内とする。
2. 1時間に満たない場合、30分以上は1時間とみなして支給する。
3. 時間については、講演・講義等の実時間とし、待機時間や準備に要する時間は含めない。
4. 法令等により単価が明示されているものについては、当該法令等の定めるところによる。